

3 申告書の作成例

【事例1】 暦年課税（特例税率）を適用する場合

事例
1

私は、祖父から現金 500 万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、令和 2 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上ですので、「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、令和元年分の贈与税の申告において、祖父（国税一郎）からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注) 「特例税率」については、2 ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、28ページへ

※ 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面へのアクセス方法については15~17ページを参照してください。

① 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面で、 贈与者の氏名、生年月日、住所などを入力します。

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。
選択した続柄により、贈与者が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属であるか判定します。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

② 一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）画面で、 贈与により取得した財産の種類や価額などを入力します。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。
この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。
なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

参考 贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、**計算** をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与を受けた財産の価額を入力してください。

同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産を入力してください。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

③ 取得財産の入力（一般の贈与） 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(一般の贈与) 当画面の入力例

贈与者名: 国税 一郎

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 項目	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金	令和2年9月19日 5,000,000円	修正	削除

①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。
なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ贈与者から他の財産の贈与を受けている場合は、**一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する** をクリックすることにより、②の画面が表示されますので、同様に入力してください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ)** をクリックしてください。

④ 取得財産の入力 画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特別贈与財産	令和2年9月19日	現金、預貯金等	5,000,000円 円	修正	削除
2							
3							

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与税の申告期限(令和2年又は令和3年3月15日(月))までに、贈与税の申告書及び本件書状を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特例(特別控除)は、控除を受ける金額が一定の事項を記載した贈与税の申告書と申告書の提出時期に提出した場合に限り控除することができます。
なお、贈与税の申告書と申告書の提出時期の経過後に提出されるものではありません。

他の贈与者から贈与を受けた財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、**贈与者を追加する** をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

住宅取得等資金の非課税(66ページ参照)の適用を受ける金額を入力する場合には、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例(65ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)** をクリックします。

すべての取得財産の入力が終わったら、**入力終了(次へ)** をクリックしてください。

相続時精算課税(4ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)** をクリックします。

5 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分 / 銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	令和2年 9月 10日 5,000,000円
特例贈与財産の合計額 (1)	5,000,000円
一般贈与財産の合計額 (2)	円
配偶者控除額 (3)	円
暦年課税分の課税価格の合計額 (4)	5,000,000円
基礎控除額 (5)	1,100,000円
(5)の控除後の課税価格 (6)	3,900,000円
(6)に対する税額 (7)	485,000円
外国税額の控除額 (8)	円
医療法人持分税額控除額 (9)	円
差引税額 (10)	485,000円

相対特種課税分

相対特種課税分の課税価格の合計額 (11)	円
相対特種課税分の差引税額の合計額 (12)	円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分的納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「納税猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額 (13)	5,000,000円
差引税額の合計額 (14)	485,000円
農地等納税猶予税額 (15)	円
株式等納税猶予税額 (16)	円
特例株式等納税猶予税額 (17)	円
医療法人持分的納税猶予税額 (18)	円
事業用資産納税猶予税額 (19)	円
申告期限までに納付すべき税額 (20)	485,000円

あなたが令和3年3月15日(月)までに納付すべき令和2年分の贈与税額は **485,000円** です。

【ご注意ください】
 「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のまかに、「受贈者の戸籍の謄本又は抄本等の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類」を提出する必要があります。

なお、過去に特例税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。

過去の贈与税の申告状況の入力

< 戻る 入力データの一時保存 (印刷も可能) 入力終了(次へ) >

贈与を受けた財産について入力した内容が表示されますので確認してください。

「**計算結果の確認**」をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「**控除額の入力**」をクリックし、控除額を入力してください。

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人の持分の納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「**納税猶予税額の入力**」をクリックし、納税猶予税額を入力してください。

納付すべき贈与税額が表示されますので確認してください。

「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、「**贈与者との続柄を明らかにする書類等**」を提出する必要があります。

ただし、過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため当該書類を提出している場合には、「過去の贈与税の申告状況の入力」をクリックして過去の贈与税の申告状況を入力すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

詳しくは2ページをご覧ください。

確認が終わったら、「**入力終了(次へ) >**」をクリックしてください。

⑥ 住所・氏名等の入力 画面で、
住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。

住所・氏名等の入力

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。
※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
各納付方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和3年3月15日(月)	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります。
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続により、納付委託者へ国税の納付を委託する方法です。 ＜注意事項＞ クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、通関程度かかる場合があります。	令和3年3月15日(月)	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※決済手数料は国の収入になるものではありません。
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付書は一部金融機関及び全国の税務署の窓口で用意されています。	令和3年3月15日(月)	不要です

住所・氏名等

※ 所得税等で納税地の届出をされている方は、こちらをご参照ください。

- 郵便番号
※「住所検索」ボタンをクリックすると入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。
※ 東日本大雪災により連絡されている方は、こちらをご確認ください。
- 住所
※ 郵便番号から検索できなかった方は「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。
※ 東日本大雪災により連絡されている方は、こちらをご確認ください。
- 申告書等を提出する税務署名
【必須】
税務署の所在地及び管轄区域
- 申告書等を提出する年月日
- あなた(財産を取得した方)の氏名 フリガナ
【必須】
- あなた(財産を取得した方)の氏名 漢字
【必須】
- マイナンバー(個人番号)
※ マイナンバーカードなどから確認入力してください。
- 職業
- 電話番号

100 - 0003 (住所検索)

都道府県市区町村
東京都千代田区
[市区町村選択]

都道府県: [東京都] 税務署: [国衙]

令和 3 年 2 月 3 日

[各全角カナ11文字以内]
セイ: [コウセイ] (90) コクビ
メイ: [アヲアコウ] (90) シロク

[各全角10文字以内]
姓: [国隆] (90) 国籍
名: [壯太郎] (90) 次郎

[半角数字4桁] - [半角数字4桁] - [半角数字4桁]
**** - **** - ****
 マイナンバーの入力値を表示する。

[全角11文字以内]
会社員 (90) 会社員

[半角数字合計14桁以内]
000 - 0000 - 0000

✓申告書等作成終了
次へ >

納付手続は様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納期限までに納付手続を行ってください。
※申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんのでご注意ください。

- あなた(財産を取得した方)の
- ①郵便番号
※ **住所検索** をクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。
 - ②住所
※郵便番号から検索できなかった方は、**市区町村選択** をクリックして都道府県市区町村を選択してください。
 - ③申告書等を提出する税務署名
 - ④申告書等を提出する年月日
※書面提出の場合は、提出時に手書きしても差し支えありません。
 - ⑤氏名のフリガナ
 - ⑥氏名の漢字
 - ⑦マイナンバー(個人番号)
※マイナンバーカードなどから確認して入力してください。
 - ⑧職業
 - ⑨電話番号
- について、入力してください。

入力が終わったら、**✓申告書等作成終了 次へ >** をクリックしてください。

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

○ 手書きで作成する場合

事例 1

麹町 税務署長
3年2月3日提出

令和02年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)

F D 4 7 2 8

提出用 業務委託 印	住所	〒XXXX-XXXX (電話 XXXX - XXXX - XXXX) 千代田区霞が関〇〇丁目〇番〇号 ABCビル585号室		税務署整理欄(記入しないでください。)	
	フリガナ	コクセイイソウタロウ		整理番号	名簿
	氏名	国税 壮太郎		補完	事業
	個人番号 又は 法人番号	XXXXXXXXXX		申告書提出年月日	財産細目コード
	生年月日	3 5 6 . 0 9 . 2 5	職業	会社員	短期 処理

第一表
(令和2年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の2の第5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	種類	取得した日	取得の期	課税	財産を取得した年月日	財産の価額 (単位:円)
住所: 千代田区霞が関3丁目1番1号 フリガナ: コクセイイチロウ 氏名: 国税 一郎 生年月日: 3 0 5 . 1 1 . 0 3 続柄: 父 住所: 千代田区霞が関3丁目1番1号	現金、 預貯金等	令和02年09月19日	現金、 預貯金等	現金	令和02年09月19日	5000000

過去に、特別税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

過去に、特別税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特別税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

特例贈与財産分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	5000000
一般贈与財産分	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
配偶者控除額	配偶者控除額(右の事実該当する場合には、(口)に印を記入します。)	③	

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表控用の裏面をご確認ください。

【合計欄】		暦年課税分(③の控除後の課税価格)		課税価格の合計額	
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	5000000	⑬	5000000	
基礎控除額	⑤	1100000	⑭	4850000	
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	3900000	⑮		
⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します。	⑦	4850000	⑯		
外国税額の控除額	⑧		⑰		
医療法人持分税額控除額	⑨		⑱		
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	4850000	⑲		
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑪		⑳	4850000	
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額)	⑫		㉑		
			㉒		

転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印
確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)(令2.10)

「特例贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、87ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㉑	5,000,000 円
基礎控除額	㉒	1,100,000 円
㉑の控除後の課税価格【㉑-㉒】	㉓	3,900,000 円
㉓に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉔	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合
 特例贈与財産の価額の合計額(㉑)から基礎控除額(㉒)を控除した課税価格(㉓)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(㉔)を計算します。

㉑6,000,000 円 - ㉒1,100,000 円 = ㉓4,900,000 円
 ㉓4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = ㉔680,000 円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100 千円)を差し引いた後の課税価格が3,000 千円を超えるとき
 - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100 千円)を差し引いた後の課税価格*が3,000 千円を超えるとき
- * 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100 千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

平成 28 年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

特例贈与財産の価額の合計額(㉑5,000,000 円)から基礎控除額(㉒1,100,000 円)を控除した課税価格(㉓3,900,000 円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000 円)を使用して贈与税額(㉔485,000 円)を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、87ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金300万円、兄から上場株式500株の贈与を受けました。
 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。令和2年1月1日において、私は20歳以上です。
 「一般税率」及び「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。
 なお、私は、母(甲野花子)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。
 (注) 「一般税率」及び「特例税率」については、2ページを参照してください。

事例2

神奈川 税務署長 令和02年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 8

提出用 3年2月16日提出 (電話 XXX - XXX - XXXX)

住所 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノオサム

氏名 甲野 修

個人番号又は法人番号 〇〇〇〇××××××××

生年月日 343.05.24 職業 自営業

税務署整理欄(記入しないでください)

第一表 (令和2年分以降用)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノハナコ

氏名 甲野 花子

生年月日 317.11.04

続柄 2 (直系尊属)

取得した財産の明細

種類 現金、現金、預貯金等

取得した日 令和02年09月25日

価額 3,000,000

ii 一般贈与財産分

住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノタケシ

氏名 甲野 武

生年月日 341.12.24

続柄 8 (兄弟)

取得した財産の明細

種類 有価証券 上場株式等

取得した日 令和02年01月15日

価額 3,000

【合計欄】

暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③) ④ 4,500,000

基礎控除額 ⑤ 1,100,000

⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥ 3,400,000

⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用し計算します) ⑦ 416,666

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩ 416,666

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表⑩⑪の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表⑩⑪の金額の合計額) ⑫

課税価格の合計額 (①+②+⑩) ⑬ 4,500,000

差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭ 416,666

農地等納税猶予税額 ⑮ 0

株式等納税猶予税額 ⑯ 0

特例株式等納税猶予税額 ⑰ 0

医療法人持分納税猶予税額 ⑱ 0

事業用資産納税猶予税額 ⑲ 0

申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑯-⑰-⑱-⑲) ⑳ 416,666

この申告書が修正申告書である場合

差引税額の合計額(納付すべき税額の増加額) ㉑ 0

申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉒ 0

転記します。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するもので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	㊦	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の②の金額）	㊧	1,500,000円
配偶者控除額 （申告書第一表の③の金額）	㊨	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【㊦+㊧-㊨】 （申告書第一表の④の金額）	㊩	4,500,000円
基礎控除額	㊪	1,100,000円
㊩の控除後の課税価格【㊩-㊪】 （申告書第一表の⑤の金額）	㊫	3,400,000円
㊫の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊬	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【㊫×㊦/㊩】	㊭	273,333円
㊫の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊮	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【㊫×（㊧-㊨）/㊩】	㊯	143,333円
税額（㊬+㊮） （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	㊰	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

（特例贈与財産の価額（㊦）と一般贈与財産の価額（㊧）の合計額（㊩）から基礎控除額（㊪）を控除した課税価格（㊫）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（㊬・㊮）について、それぞれ（1）及び（2）のとおり按分計算し、その合計額（㊰）を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額（㊬及び㊭欄の計算）
 $㊫13,900,000円 \times 40\%$ （特例税率） $-1,900,000円$ （控除額） $=㊬3,660,000円$
 $㊬3,660,000円 \times (㊦5,000,000円 / ㊩15,000,000円)$
 $=㊭1,220,000円$ （注：1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）
- 一般贈与財産に対応する税額（㊮及び㊯欄の計算）
 $㊫13,900,000円 \times 45\%$ （一般税率） $-1,750,000円$ （控除額） $=㊮4,505,000円$
 $㊮4,505,000円 \times (㊩10,000,000円 - ㊨0円) / ㊩15,000,000円)$
 $=㊯3,003,333円$ （注：1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）
- 贈与税額の計算（㊰欄の計算）
 $㊭1,220,000円 + ㊯3,003,333円 = ㊰4,223,333円$

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額（㊦3,000,000円）と一般贈与財産の価額（㊧1,500,000円）の合計額（㊩4,500,000円）から基礎控除額（㊪1,100,000円）を控除した課税価格（㊫3,400,000円）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額（㊬410,000円・㊮430,000円）について、それぞれの財産の価額に対応する税額（㊭273,333円・㊯143,333円）を計算し、その合計額（㊰416,666円）を計算します。

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注1）の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

- (注) 1 特例の概要については、65ページを参照してください。
 2 「一般税率」については、2ページを参照してください。

事例3

神戸

3年2月9日提出

令和02年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)の計算明細書

F D 4 7 2 8

提出用	住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	整理番号	名簿
フリガナ ヘイモト キョウコ	氏名 丙本 京子	補完	事務
個人番号 又は 法人番号	個人番号 又は 法人番号	申告書提出 年月日	短期 処理
生 年 月 日	生 年 月 日	災害等延長 年月日	訂正
3 1 9 . 0 2 . 2 0	3 1 9 . 0 2 . 2 0	出 国 年 月 日	修正
職業 無職	職業 無職	死 亡 年 月 日	枚数

第一表 (令和2年分以降用)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、87、88ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例を受けます。

種類	取得した財産の明細	財産を取得した年月日	財産の価額	過去の贈与税の申告状況
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	270,000	平成令和
フリガナ	ヘイモト サブ ロー			
氏名	丙本 三郎			
生 年 月 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0			
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	124,210	平成令和
フリガナ	ヘイモト サブ ロー			
氏名	丙本 三郎			
生 年 月 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0			
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	745,600	平成令和
フリガナ	ヘイモト サブ ロー			
氏名	丙本 三郎			
生 年 月 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0			
特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)			1	
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	270,000	平成令和
フリガナ	ヘイモト サブ ロー			
氏名	丙本 三郎			
生 年 月 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0			
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	124,210	平成令和
フリガナ	ヘイモト サブ ロー			
氏名	丙本 三郎			
生 年 月 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0			
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	745,600	平成令和
フリガナ	ヘイモト サブ ロー			
氏名	丙本 三郎			
生 年 月 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0			
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)			2	
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	23,020,600	平成令和
フリガナ	ヘイモト サブ ロー			
氏名	丙本 三郎			
生 年 月 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0			
配偶者控除額			3	
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	23,020,600	平成令和
フリガナ	ヘイモト サブ ロー			
氏名	丙本 三郎			
生 年 月 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0			
暦年課税分(③の控除後の課税価格)				
暦年課税分の課税価格の合計額(①+(②-③))			4	
基礎控除額			5	
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)			6	
⑥に対する税額			7	
外国税額の控除額			8	
医療法人持分税額控除額			9	
差引税額			10	
相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)			11	
相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑪の金額の合計額)			12	
課税価格の合計額(①+②+⑩)			13	
差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)			14	
農地等納税額			15	
株式等納税額			16	
特例株式等納税額			17	
医療法人持分納税額			18	
事業用資産納税額			19	
申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)			20	
申告期限までに納付すべき税額の増加額			21	
申告期限までに納付すべき税額の増加額			22	

住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表のと、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一併に提出してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出用
 税理士法第33条の2の書面提出用
 通信日付印
 確認者印

令和2年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい	
		いいえ	
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和3年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和3年3月15日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類

【事例4】相続時精算課税を適用する場合

私は、祖母から宅地（自用地、路線価地域）と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。
 令和2年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は20歳以上ですので、相続時精算課税^(注)を選択して申告します。

(注) 制度の概要については、4ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、38ページへ

※ 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力 画面へのアクセス方法については15～17ページを参照してください。

1 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力 画面で、
 特定贈与者の氏名、住所、生年月日などを入力します。

事例4

特定贈与者（財産をあげた方）等の入力

特定贈与者の人数が2名以上の場合は、まず1名を入力し、後の「取得財産の入力」画面の「特定贈与者を追加する」ボタンから他の特定贈与者を入力してください。

(1) 特定贈与者の氏名 フリガナ
 【必須】
 氏名フリガナ
 姓： 名：
 ※ 「セイ」と「メイ」欄の合計で14文字以内

(2) 特定贈与者の氏名 漢字
 【必須】
 姓： 名：
 ※ 「セイ」と「メイ」欄の合計で14文字以内

(3) 特定贈与者の住所
 【必須】
 住所
 〒

(4) 特定贈与者の生年月日
 【必須】
 昭和 年 月 日

(5) 特定贈与者の続柄
 【必須】
 続柄

(6) あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系尊属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。
 【必須】
 はい いいえ

(7) (1)の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるのは初めてですか。
 【必須】
 はい いいえ

養子縁組などにより年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった方は、次の事項を入力してください。

推定相続人又は孫となった理由 (全角20文字以内)
 推定相続人又は孫となった年月日 昭和 年 月 日

過去に(1)の特定贈与者から贈与を受けた財産(相続時精算課税の適用を受けた財産に限ります。)の申告状況について入力してください。

過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円) (8桁以内) 円

< 戻る 入力内容をクリア 入力終了(次へ) >

特定贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、住所、生年月日及び続柄を入力（選択）するとともに、(6)及び(7)の質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。

選択した内容に基づき、特定贈与者が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属であるか判定します。

年の途中で(1)の特定贈与者の推定相続人又は孫となった方は、養子縁組などの「推定相続人又は孫となった理由」及び「推定相続人又は孫となった年月日」を入力してください。

過去に(1)の特定贈与者からの贈与について、相続時精算課税の適用を受けたことがある方は、その過去に特定贈与者から贈与を受けた財産（相続時精算課税の適用を受けた財産に限ります。）の申告状況について入力してください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

参考

推定相続人とは、相続が開始した場合に、第一順位で相続人となるべき者をいいます。

例えば、配偶者と子と孫がいる場合には、配偶者と子が推定相続人となります（贈与税の相続時精算課税制度では、贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上の直系尊属である推定相続人又は孫が対象となりますので、この場合には子と孫について適用を受けることができます。）。

② 相続時精算課税適用財産の入力 画面で、

贈与により取得した財産の種類や金額などを入力します。

相続時精算課税適用財産の入力 当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。 (1/30件目を入力中)

1 贈与を受けた財産について入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日 **【必須】** 令和 2 年 7 月 3 日

(2) 贈与を受けた財産の種類 **【必須】** ① 種類 土地(路線価地域)

(3) 贈与を受けた財産の細目 **【必須】** ② 細目 宅地

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄、名称等 **【必須】** ③ 利用区分 銘柄・名称等 自用地

(5) 財産の所在地 **【必須】** ④ 全角の文字列(1行) 依拠に〇〇△目×番

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。 財産の評価方法はこちら

計算ボタンをクリックすると、③の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量(m²、株数等) **【10桁以内】** ⑤ 8550 (m²、株数等)

持分割合 **【各桁以内】** ⑥

財産の単価 (路線価方式の土地の1㎡当たり、株式の1株当たり) **【10桁以内】** ⑦ 300,000 円 計算

固定資産税評価額 **【10桁以内】** ⑧

持分割合 **【各桁以内】**

固定資産税評価額に掛ける倍数 **【4桁以内】** 計算

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 **【必須】** ⑧ **【10桁以内】** 25,950,000 円

※ 特定贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

< 戻る 入力内容をクリア 入力終了(次へ) >

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等、④所在地を選択(入力)してください。

この事例では、贈与を受けた財産は宅地と上場株式ですので、最初に宅地に関する情報を入力します。①種類については「土地(路線価地域)」、②細目については「宅地」、③利用区分又は銘柄・名称等については「自用地」を選択し、④所在地を入力します。

贈与を受けた財産の⑤数量、⑥持分割合(持分がある場合)、⑦単価を入力してください。入力後 **計算** ボタンをクリックすると、⑧「財産の価額」欄に自動的に計算結果が表示されます。

この事例では、最初に宅地に関する情報を入力します。⑤財産の数量については宅地の面積を、⑦財産の単価については路線価方式の土地の1㎡当たりの単価(注)を入力します。

(注) 原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後の価額となります。贈与財産の評価については12ページを参照してください。

参考

「(2) 贈与を受けた財産の種類」について「土地(倍率地域)」を選択した場合は、「固定資産税評価額」欄に土地の固定資産税評価額を入力します。「持分割合」欄は持分がある場合に「はい」を選択後、持分割合を入力します。「固定資産税評価額に掛ける倍数」欄には固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を入力します。

同じ贈与者から他にも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産の入力を行ってください。

この事例では、宅地に関する情報をすべて入力し、**財産の追加** をクリックした後、上場株式に関する情報を入力します。①種類については「有価証券」、②細目については「上場株式等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については上場株式の銘柄、④所在地については金融機関の名称・支店名、⑤財産の数量については株数、⑦財産の単価については株式の一株当たりの単価を入力します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

③ 取得財産の入力（相続時精算課税）画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(相続時精算課税) 当画面の入力例

特定贈与者名: 乙沢 陽子

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

特別控除額を控除する財産の入力結果表

取得した財産の明細 種別 項目 利付戻金・利息控除等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
土地 宅地 自用	令和2年7月3日 25,950,000円	修正	削除
有価証券 上場株式等 〇〇株式会社	令和2年10月16日 1,450,000円	修正	削除

相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する

< 戻る 入力終了(次へ)>

①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。
なお、「修正」又は「削除」をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ特定贈与者から他の財産の贈与を受けている場合には、「相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する」をクリックすることにより、②の画面が表示されますので、同様に入力してください。

確認が終わったら、「入力終了(次へ)>」をクリックしてください。

事例 4

④ 取得財産の入力画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか一つの入力終了時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	特定贈与者	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	乙沢 陽子	令和2年7月3日 令和2年10月16日	土地 有価証券	25,950,000円 1,450,000円	修正	削除

特定贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

一般の贈与(暦年課税)の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税
の適用を受ける財産

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与税の申告
期限(令和2年分は令和3年3月15日(月)までに)贈与税の申告
書及び交付書等を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しな
ければなりません。

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高2,000万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボ
タンをクリックしてください。

< 戻る (提出方法の選択等へ) 入力データの一時保存
(作成を中断する場合) 入力終了(次へ)>

他の特定贈与者から贈与により財産を取得している場合には、「特定贈与者を追加する」をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

一般の贈与(暦年課税)の財産を入力する場合には、「一般の贈与(基礎控除額 110万円)」をクリックします。

住宅取得等資金の非課税(66ページ参照)の適用を受ける金額を入力する場合には、「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産」をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例(65ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、「配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)」をクリックします。

すべての財産の入力が終わったら、「入力終了(次へ)>」をクリックしてください。

5 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額」の入力ボタンをクリックし、控除額を入力してください。
 なお、相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、「相続時精算課税の計算結果を見る」ボタンから入力してください。

取られた財産の明細		財産を取られた年月日
種類 / 細目 / 利用区分 / 控除等		財産の価額
I 特別贈与財産分		
特別贈与財産の合計額	(1)	円
II 一般贈与財産分		
一般贈与財産の合計額	(2)	円
配偶者控除額	(3)	円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4)	円
基礎控除額	(5)	円
(5)の控除後の課税価格	(6)	円
(6)に対する税額	(7)	円
外国税額の控除額	(8)	円
医療法人持分税額控除額	(9)	円
差引税額	(10)	円
相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11)	27,400,000円
相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12)	480,000円

※ 相続時精算課税分には、外国税額の控除額のある方は、上記ボタンから入力してください。

目的別の納税額		
課税価格の合計額	(13)	27,400,000円
差引税額の合計額	(14)	480,000円
農地等納税額	(15)	円
株式等納税額	(16)	円
特別株式等納税額	(17)	円
医療法人持分納税額	(18)	円
事業用資産納税額	(19)	円
申告期限までに納付すべき税額	(20)	480,000円

あなたが令和3年3月15日(月)までに納付すべき令和2年分の贈与税額は
480,000円です。

< 戻る 入力データの一時保存 (作成を中断する場合) **入力終了(次へ) >**

贈与を受けた財産について入力した内容に基づく金額が表示されますので確認してください。

相続時精算課税の計算結果を見る をクリックすると、相続時精算課税の計算明細書を確認することができます。
 相続時精算課税分に係る外国税額の控除額を入力される方についても、**相続時精算課税の計算結果を見る** をクリックしてください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

ご注意ください
 贈与税額が0円であっても、**相続時精算課税の適用を受ける場合には、期限内申告が必要です。**

事例 4

6 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。
 (27ページ参照)

II 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（89ページ参照）の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（69ページ参照）の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

事例4

令和 02 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 5

提出用

第二表（令和2年分以降用）（第二表は必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

		受贈者の氏名		乙沢 花子		
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位：円)						
相 続 時 精 算	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>		左の特定贈与者から取得した財産の明細		財産を取得した年月日	
	種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	
	所在地		所在地	固定資産税評価額	倍数	財産の価額
	住所	土地	宅地	自用	86.50㎡	300,000
	豊島区〇〇△丁目△番△号		板橋区〇〇△丁目×番			令和 02 年 07 月 03 日
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	〇ツサワ	ヨウコ	〇〇	株式	5,000株	290
	氏名	乙沢 陽子		〇〇株式会社		令和 02 年 10 月 16 日
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	千代田区〇〇町×丁目×番×号	△△証券△△支店				令和 02 年 10 月 16 日
	続柄	4 ← 父 1、母 2、祖父 3 祖母 4、11~14以外 5				令和 〇 年 〇 月 〇 日
	生年月日	3 1 1 . 0 1 . 1 0				
		明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4				
課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）				23	〇〇 2 7 4 0 0 0 0 0 0
	特別控除額の合計額（最高2,500万円）				24	〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	特別控除額の残額（2,500万円-24）				25	〇〇 2 5 0 0 0 0 0 0
	特別控除額（23の金額と25の金額のいずれか低い金額）				26	〇〇 2 5 0 0 0 0 0 0
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-24-26）				27	〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	26の控除後の課税価格（23-26）【1,000円未満切捨て】				28	〇〇 〇 〇 2 4 0 0 0 0 0
28に対する税額（28×20%）				29	〇〇 〇 〇 〇 4 8 0 0 0 0	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）				30	〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
差引税額（29-30）				31	〇〇 〇 〇 〇 4 8 0 0 0 0	
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）		
		署	平成 〇 年分			
		署	平成 〇 年分			
		署	平成 〇 年分			
		署	平成 〇 年分			

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

- ◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	名簿	〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	届出番号	〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	財産細目コード	〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	確認			

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令2.10)

相続時精算課税選択届出書

(令和2年分以降用)

令和 3 年 2 月 24 日

板橋 税務署長

受贈者	住所 又は 居所	〒×××××××× 電話(××× - ××× - ××××) 板橋区〇〇△丁目×番×号
	フリガナ	オツザワ ハナコ
	氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (印) (大・昭・平 59 年 8 月 28 日)
	特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から令和 2 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウ コ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 11 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
-------	-----	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿						確認	
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	--	----	--

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令2.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和2年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問: 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答: 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

令和2年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和35年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

(注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和35年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和2年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」(57ページ又は59ページ参照)を使用してください。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(78ページ参照)又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(83ページ参照)の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載)を併せて使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(69ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(5ページの(ロ)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の書類(贈与を受けた日以後に作成されたものに限り)を添付して提出しなければなりません。

添付書類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注)1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(83ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(78ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税)はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金2,000万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(67ページ参照)であり、その家屋の新築に係る契約を令和2年10月2日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。この家屋の新築の対価の額に含まれる消費税等の税率は10%でした。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税(注1)を適用し、「特例税率」(注2)を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、父(札幌太郎)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 特例の概要については66ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については53ページ及び54ページのA-1を参照してください。
2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、46ページへ

※ 非課税の適用要件チェック(その1) 画面へのアクセス方法については15~17ページを参照してください。

1 非課税の適用要件チェック(その1) 画面で、住宅取得等資金の非課税についての適用要件をチェックします。

事例5

非課税の適用要件チェック(その1) 当画面の入力例

※ このチェックは住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例における適用要件チェックを兼ねていません(下記1及び下記の項目1から項目3までについては、除きます。)

1 平成27年分から令和元年分までの「住宅取得等資金の非課税」の適用有無を選択してください。
【必知】
あなたは、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。
 いいえ はい

2 資金の使途について選択してください。
【必知】
住宅用の家屋の新築若しくは取得をしましたが、又は既に居住している家屋の増改築等を行いましたか。
 新築又は取得 増改築等

3 特例適用要件チェック
※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方(災害に関する税制上の措置の適用を受ける方を除きます。)、は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックしてください。
下の要件の確認を省略した画面に進むことができます。

チェック	はい	いいえ
1 あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系単属(子や孫など)ですか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 あなたの令和2年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
5 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)(注1)をし、又は取得(その敷地の用に供される土地等の取得を含みます。)(注2)をし、贈与を受けた金額をその対価に充てましたか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
6 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)(注3)をし、又は住宅用の家屋の取得を完了しましたか。 (注1)「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 (注2)「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を連帯住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 (注3) 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)(注4)にない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
7 新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)を入力してください。 [9桁以内] <input type="text" value="125.60"/> ㎡	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
8 住宅用の家屋の取得のための金銭の贈与を受けた方 【住宅用の家屋の「取得」をした人のみチェックしてください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの ※ 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして「耐震基準適合証明書」などにより証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記の①及び②のいずれにも該当しないものに限り)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことに基づき「建築物の耐震改修の計画の認定申請書」などの申請書等に基づいて都道府県知事などに申請し、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことに基づき、「耐震基準適合証明書」などの証明書等により証明されたもの	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
9 贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限附帯義務者又は(同項第2号に掲げる非居住無制限附帯義務者である場合には、「はい」を選んでください。)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
10 あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和3年12月31日までに遷移なくその家屋に居住する見込みですか。)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告における「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無について、「いいえ」又は「はい」を選択してください。

住宅取得等資金の使途について、「新築又は取得」又は「増改築等」のどちらかを選択してください。

既に特例適用要件を確認済である場合は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックし、次の画面に進んでください。
以降の質問事項のチェックを省略することができます。

※ 「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックせず、適用要件の確認を行ってください。

特例適用要件を確認済でない場合は、質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ) >」をクリックしてください。

② 非課税の適用要件チェック（その2） 画面で、適用要件をチェックします。

非課税の適用要件チェック(その2) 当画面の入力例

1 住宅の種類についての入力

あなたが新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅に該当しますか？ **はい** いいえ

2 契約年月日の入力

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日 **令和 2年 10月 2日**

※ 平成の年分から令和元年までの贈与者の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた方の入力方法については、こちらをご参照ください。

上記で「平成21年4月1日以後」の日付を入力した方は、その住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率を選択してください。

消費税等の税率 **10%** 10%以外

3 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 **令和 3年 2月 28日**

(2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した税務署 **都道府県:北海道 税務署名:札幌中**

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

贈与を受けた住宅取得等資金で、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する場合は「はい」を、該当しない場合は「いいえ」を選択してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率について、「10%」又は「10%以外」を選択してください。

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日等の入力をしてください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

③ 非課税の適用を受ける財産の入力 画面で、贈与者の氏名、住所、生年月日などを入力します。

非課税の適用を受ける財産の入力 (省エネ等住宅 特別住宅資金非課税限度額 1,500万円) 当画面の入力例

他の贈与者から受けた贈与についても住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、「取得財産の入力」画面又は後に表示される「取得財産の入力(非課税)」画面の「贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する」ボタンから入力してください。

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

1 贈与者(財産をあげた方)の入力方法を選択してください。

● 新たに贈与者を登録する
贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ **【各全角カタ1文字以内】
セイ: 伊藤君
メイ: 花子**

(2) 贈与者の氏名 漢字 **【各全角0文字以内】
姓: 伊藤
名: 花子**

(3) 贈与者の住所 **【全角40文字以内】
札幌市中央区△△△△×丁目×番×号**

(4) 贈与者の生年月日 **昭和 21年 5月 10日**

(5) 贈与者の続柄 **【その他は全角0文字以内】
父**

2-1 財産を取得した日、金額等を入力してください。(1回目)

(1) 財産を贈与により取得した日 **令和 2年 9月 18日**

(2) 財産の所在地 **【全角40文字以内】
札幌市中央区△△△△×丁目×番×号**

(3) 住宅取得等資金の金額 **【10桁以内】
20,000,000円**

2-2 財産を取得した日、金額等を入力してください。(2回目以降)

(1) 財産を贈与により取得した日 **令和 2年 月 日**

(2) 財産の所在地 **【全角40文字以内】**

(3) 住宅取得等資金の金額 **【10桁以内】**

3 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を入力してください。

○特別住宅資金非課税限度額は 15,000,000 円です。

非課税の適用を受ける金額(最高1,500万円) **【10桁以内】
15,000,000円**

※ 上記1の贈与者に係る金額のみ入力してください。

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

②の画面で入力した、住宅の種類、契約年月日及び消費税等の税率に応じて非課税限度額が異なります。

この事例では、住宅の種類は省エネ等住宅に該当し、契約年月日は令和2年10月2日であり、消費税等の税率は10%であることから、非課税限度額は1,500万円です。

贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリガナ・漢字)、住所、生年月日及び続柄を入力(選択)してください。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。財産の所在地には、預貯金の場合は金融機関の名称、支店名、所在地等を入力し、現金の場合には贈与者の住所を入力してください。

なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

住宅取得等資金の金額を入力してください。

贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について非課税の適用を受ける金額を入力してください。

この事例では1,500万円が限度となります。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

4 課税制度選択 画面で、適用する課税制度をクリックします。

課税制度選択

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。
 なお、今回の贈与者から令和元年分以前の年分に贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けている方は、「相続時精算課税」のボタンをクリックしてください。

暦年課税 ← 暦年課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税 ← 相続時精算課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

< 戻る

入力を行った贈与者ごとに、住宅取得等資金の非課税適用後の残額（課税価格に算入される金額）について課税制度を選択します。
 この事例では **暦年課税** を選択します。

今回の贈与者から贈与により取得した財産について、令和元年分以前の年分において相続時精算課税の適用を受けている方は、暦年課税の適用を受けられませんので **相続時精算課税** をクリックしてください。

5 取得財産の入力（非課税） 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(非課税)

当画面の入力例

入力内容を確認してください。
 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 (課税価格 - 非課税金額)	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	20,000,000円	15,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する ← 他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

< 戻る (適用条件チェックへ)

入力終了(次へ) >

③及び④の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。
 なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合は、**贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する** をクリックし、③の画面にて **新たに贈与者を登録する** を選択した上で、同様に **入力済みの贈与者から追加する** を入力してください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

事例5

6 取得財産の入力 画面で、非課税の適用を受ける財産以外の財産がある場合は、追加で入力します。

取得財産の入力

当画面の入力例

入力内容を確認してください。
 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
 該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 選択した課税制度	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	20,000,000円	15,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

上の入力結果表に表示されている項目以外を修正する場合は右のボタンをクリックしてください。 **修正(適用条件チェックへ)**

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	特例贈与財産	令和2年9月18日	現金、預貯金等	5,000,000円 円	修正	削除
2							

贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円) ← 配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円) ← 相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与後の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り適用することができます。

< 戻る (提出方法の選択等へ)

入力データの一時保存 (作業を中断する場合は)

入力終了(次へ) >

一般の贈与（暦年課税）の財産を入力する場合には、**贈与者を追加する** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例（65ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産** (配偶者控除額 最高2,000万円) をクリックします。

相続時精算課税（4ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産** (特別控除額 最高2,500万円) をクリックします。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

7 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細		財産を取得した年月日
種別 / 科目 / 新旧区分 / 受取先		前高所得年
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 住宅取得等資金		令和2年9月18日
		5,000,000円
		円
特別贈与財産分	特別贈与財産の価額の合計額 (1)	5,000,000円
		円
一般贈与財産分	一般贈与財産の価額の合計額 (2)	円
		円
	配偶者控除額 (3)	円
	暦年課税分の課税価格の合計額 (4)	5,000,000円
	基礎控除額 (5)	1,100,000円
	(5)の控除後の課税価格 (6)	3,900,000円
	(6)に対する税額 (7)	485,000円
	外国税額の控除額 (8)	円
	医療法人持分税額控除額 (9)	円
	差引税額 (10)	485,000円
相続時精算課税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額 (11)	円
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (12)	円
農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特別株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。		
	課税価格の合計額 (13)	5,000,000円
	差引税額の合計額 (14)	485,000円
	農地等納税猶予税額 (15)	円
	株式等納税猶予税額 (16)	円
	特別株式等納税猶予税額 (17)	円
	医療法人持分納税猶予税額 (18)	円
	事業用資産納税猶予税額 (19)	円
	申告期限までに納付すべき税額 (20)	485,000円

あなたが令和3年3月15日(月)までに納付すべき令和2年分の贈与税額は
 485,000円です。

< 戻る 入力データの一時保存 (作業を中断する場合) 入力終了(次へ) >

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額について選択した課税制度に基づく計算結果が表示されているか確認してください。
 この事例では暦年課税を適用し、特例税率を適用して計算した贈与税額が表示されます。

計算結果の確認 をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

住宅取得等資金の非課税の計算結果を見る をクリックすると、住宅取得等資金の非課税の計算明細書を確認することができます。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

ご注意ください
 贈与税額が0円であっても、
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、期限内申告が必要です。

事例5

8 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。
 (27ページ参照)

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

令和2年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 6

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額 (住宅資金非課税限度額、特別住宅資金非課税限度額)は66ページを参照してください。

事例5

提出用

受贈者の氏名		札幌 史郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	令和 02 年 09 月 18 日 20000000	
フリガナ 氏名 サツホ ロタロウ	氏名 札幌 太郎	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
生年月日 3210510	続柄 1 (直系尊属) 2 父母 3 祖父母 4 父母上記以外 5 (5)の場合に記入します	住宅取得等資金の合計額 32 20000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
フリガナ 氏名	氏名	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
生年月日	続柄	住宅取得等資金の合計額 33	
住宅資金非課税限度額 (注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	34
住宅資金非課税限度額の残額 (34-35)	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 (注3)		35
特別住宅資金非課税限度額 (注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 02 年 10 月 02 日	37
令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 (注3)			38
特別住宅資金非課税限度額の残額 (37-38)			39
②のうち非課税の適用を受ける金額			40
③のうち非課税の適用を受ける金額			41
非課税の適用を受ける金額の合計額 (40+41) (36)の金額と(39)の金額の合計額を限度とします。			42
②のうち課税価格に算入される金額 (32-40) (32)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。			43
③のうち課税価格に算入される金額 (33-41) (33)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。			44

第一表の二 (令和2年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	3・2・24	提出した税務署	札幌中 税務署
----------------------------	--------	---------	---------

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。 (資5-10-1-3-A4統一) (令2.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

【事例6】住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金3,300万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(67ページ参照)であり、その家屋の新築に係る契約を令和2年4月13日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。この家屋の新築の対価の額に含まれる消費税等の税率は10%ではありませんでした。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税(注)を適用し、相続時精算課税を選択します。父は60歳未満であるため、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

(注) 特例の概要については66ページ及び69ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については53ページ及び54ページの(A)-1と57ページ及び58ページの(B)-1を参照してください。

名古屋北 税務署長
3年2月18日提出

令和02年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)

FD4728

提出用 務署長 持付 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所	〒xxxx-xxxx (電話 xxx - xxx - xxxx) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	整理番号		名簿	
	フリガナ	ナコヤ イチロウ	補完		事業	
	氏名	名古屋 一郎	申告書提出年月日		財産細目コード	
	個人番号 又は 法人番号	XXXXXXXXXX	災害等延長年月日		訂正	
	生年月日	362.01.01 職業 会社員	出国年月日		修正	
			死亡年月日		作成券枚数	

第一表
(令和2年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。	
i 特例贈与財産分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半角点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。
	住所 氏名 続柄 生年月日
ii 一般贈与財産分	住所 氏名 続柄 生年月日
	住所 氏名 続柄 生年月日
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①	
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②	
配偶者控除額(右の事実該当する場合には、... <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ③	

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

【合計欄】		暦年課税分(⑤の控除後の課税価格)		課税価格の合計額(①+②+③)	
暦年課税分の課税価格の合計額(①)+(②-③)	④	基礎控除額	⑤	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑬
基礎控除額	⑤	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	農地等納税額	⑮
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算します。)	⑦	株式等納税額	⑯
⑥に対する税額	⑦	外国税額の控除額	⑧	特例株式等納税額	⑰
外国税額の控除額	⑧	医療法人持分税額控除額	⑨	医療法人持分納税額	⑱
医療法人持分税額控除額	⑨	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	事業用資産納税額	⑲
差引税額	⑩	相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑪	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑳
相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑫	差引税額の合計額(納付すべき税額の増加額)	㉑
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫			申告期限までに納付すべき税額の増加額	㉒

申告書第二表の⑳(50ページ参照)から転記します。

申告書第二表の㉑(50ページ参照)から転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印
確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)(令2.10)

事例6

令和2年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

FD4746

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額 (住宅資金非課税限度額、特別住宅資金非課税限度額) は66ページを参照してください。

申告書第二表の財産の価額 (50ページ参照) に転記します。

提出用

税務 文 付 税 印		受贈者の氏名	名古屋 一郎
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	名古屋市北区〇〇丁目×番×号	令和 02 年 06 月 06 日	0330000000
フリガナ 氏名 名古屋 吾郎	続柄 1 (直系尊属) 1 父 2 母 3 祖 父 4 祖 母 5 上記以外	令和 〇 年 〇 月 〇 日	
生年月日 337.03.05			
明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	32	0330000000
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所		令和 〇 年 〇 月 〇 日	
フリガナ 氏名	続柄 1 (直系尊属) 1 父 2 母 3 祖 父 4 祖 母 5 上記以外	令和 〇 年 〇 月 〇 日	
生年月日			
明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	33	
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 02 年 04 月 13 日	34	0100000000
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	35	
	住宅資金非課税限度額の残額(34-35)	36	0100000000
	特別住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 〇 年 〇 月 〇 日	37	
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	38	
	特別住宅資金非課税限度額の残額(37-38)	39	
贈与者別の非課税の適用	32のうち非課税の適用を受ける金額	40	0100000000
	33のうち非課税の適用を受ける金額	41	
	非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41) (36の金額と39の金額の合計額を限度とします。)	42	0100000000
贈与される金額の計算	32のうち課税価格に算入される金額(32-40) (32に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	43	0230000000
	33のうち課税価格に算入される金額(33-41) (33に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	44	

第一表の二(令和2年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

事例6

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	3・2・18	提出した税務署	名古屋北 税務署
----------------------------	--------	---------	----------

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統-) (令2.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（89ページ参照）の提出が必要となります。
- 申告書第二表は、特定贈与者（6ページの3（注2）参照）ごとに作成します。

令和02年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 5

提出用

税務受印

受贈者の氏名 **名古屋 一郎**

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。（単位：円）

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>フリガナの濁点(・)や半濁点(・)は半分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日
	種類	細目	利用区分・続柄等	数量	単価
住所	現金・預貯金等	現金・預貯金等	現金(住宅取得等資金)		
氏名 名古屋 吾郎					令和02年06月06日
続柄 <input type="checkbox"/> 父①、母②、祖父③、祖母④、①~④以外⑤					
生年月日					
財産の価額の合計額（課税価格）					23000000
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）				0
	特別控除額の残額（2,500万円-㉔）				25000000
	特別控除額（㉔の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）				23000000
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-㉔-㉕）				20000000
税額の計算	㉔の控除後の課税価格（㉔-㉕）【1,000円未満切捨て】				000
	㉔に対する税額（㉔×20%）				00
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）				
	差引税額（㉔-㉖）				0
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）		
	署	平成 年分			
	署	平成 年分			
	署	平成 年分			
	署	平成 年分			

第二表（令和2年分以降用）
 第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の④（49ページ参照）から転記します。

申告書第一表の⑩（48ページ参照）に転記します。

申告書第一表の⑫（48ページ参照）に転記します。

事例6

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号
	財産細目コード	確認	

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一)(令2.10)

相続時精算課税選択届出書

(令和2年分以降用)

 令和 3 年 2 月 18 日 名古屋北 税務署長	住所 又は 居所	〒×××-××××電話(×××-×××-××××) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号
	フリガナ	ナゴヤ イチロウ
	氏名 (生年月日)	名古屋 一郎 (印) (大・昭・平 62 年 1 月 1 日)
	特定贈与者との続柄	長男

私は、下記の特定贈与者から令和 2 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤ ゴロウ
氏名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭・平 37 年 3 月 5 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
-------	-----	------	--

※ 税務署整理欄	届出番号	—	名簿							確認
----------	------	---	----	--	--	--	--	--	--	----

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令2.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和2年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

事例6

これらの事例のほか、

- ・ 農地等についての納税猶予及び免除の特例(暦年課税)を適用する場合
- ・ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

に関する申告書の作成例や提出書類のチェックシートなどを国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、「㊦震災に係る住宅取得等資金の非課税」の「チェックシート」及び「添付書類」を使用しますので、詳しくは税務署にお尋ねください。なお、㊦のチェックシートは国税庁ホームページに掲載しています。

「㊤住宅取得等資金の非課税」の概要については66ページを、「㊢住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の概要については69ページを、「㊦震災に係る住宅取得等資金の非課税」の概要については71ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 住宅用の家屋の取得等の態様	㊤ 住宅取得等資金の非課税	㊢ ㊤の適用に係る災害に関する税制上の措置	㊢ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	㊢ ㊢の適用に係る災害に関する税制上の措置
	〔非課税限度額については、66ページを参照してください。〕	〔下の※を参照してください。〕	〔贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。〕	〔下の※を参照してください。〕
新築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	㊤-1 (53ページ)	㊢-1 (53ページ) +	㊢-1 (57ページ)	㊢-1 (57ページ) +
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕		㊢-1 (61ページ)		㊢-1 (61ページ)
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	㊤-2 (55ページ)	㊢-2 (55ページ) +	㊢-2 (59ページ)	㊢-2 (59ページ) +
		㊢-2 (63ページ)		㊢-2 (63ページ)

- (注) 1 「新築」には、令和3年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。
- 3 「増改築等」には、令和3年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 4 「㊤住宅取得等資金の非課税」又は「㊦震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「㊢住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※ 「㊢住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の概要

「㊤住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①若しくは②に該当することとなった場合又は「㊢住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「㊦震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。詳しくは、各特例の概要（66ページから72ページまで）を参照してください。

- ① 平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和2年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等ができなかった場合
 - ロ 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

令和2年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、61ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシートC-1 **新築又は取得用**」（以下「チェックシートC-1」といいます。）を併せてご使用ください。

- ① 平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
 - ② 令和2年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
 - ロ 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
- ※1 上記①に該当する人の「非課税限度額」に関する事項は、チェックシートC-1で確認してください。
 ※2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に、「非課税限度額」に関する事項の「『No.12』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.12』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和2年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして54ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき54ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、54ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時にあなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	右表の契約の締結日の区分に応じた非課税限度額を○で囲んでください。 (注) 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、54ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。	住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日	イ 右のロ以外の場合		ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	
			省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
		平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円		
		平成28年1月1日から平成31年3月31日まで	1,200万円	700万円		
		平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円	

(注) 次の場合に該当する場合には、このチェックシートの「No.12」の「非課税限度額」と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
 ・ 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合
 ・ 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約が2以上あるとき

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和2年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～12」は、53ページのチェックシートA-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ 源泉徴収票 など令和2年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5・12	○ 住宅用の家屋の 新築に係る工事の請負契約書の写し や 売買契約書の写し などで次の内容を明らかにする書類 ① 新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。） ② 新築又は取得に係る契約の締結をした年月日 ③ 新築又は取得に係る対価等の額及びこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（新築又は取得に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合のみ必要となります。）	<input type="checkbox"/>																									
7・8・9	<p>【令和3年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>① 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p> <p>② 次に掲げるいずれかの書類（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">a</td> <td style="width:45%;">耐震基準適合証明書</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">c</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前2年以内に締結されたものに限り。</p> <p>③ 次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;"></th> <th style="width:45%;">申請書等</th> <th style="width:50%;">証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">a</td> <td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">b</td> <td>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">c</td> <td>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">d</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行なった申請に係るものに限り、証明書等は、令和3年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り。</p>	a	耐震基準適合証明書		b	建設住宅性能評価書の写し		c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類			申請書等	証明書等	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	<p>【令和3年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① 新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p> <p>② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限り）</p> <p>③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
a	耐震基準適合証明書																										
b	建設住宅性能評価書の写し																										
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																										
	申請書等	証明書等																									
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書																									
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書																									
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し																									
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																									

○「受贈者の居住」に関する事項

11	<p>【令和3年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	<p>【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</p> <p>【令和3年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>○ 次に掲げるいずれかの書類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">a</td> <td style="width:45%;">住宅性能証明書</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">c</td> <td>①及び②の書類</td> <td>① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">d</td> <td>①及び②の書類</td> <td>① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書</td> </tr> </table> <p>(注)1 「住宅性能証明書」は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、その家屋の取得の前2年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、次に掲げるもののいずれかの性能を有することが証明されるものに限り、 3 c及びdについては、新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得の場合に限り。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">①断熱等性能等級4 ②一次エネルギー消費量等級4又は5 ③耐震等級2又は3 ④免震建築物</td> <td style="width:50%;">⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5</td> </tr> </table>	a	住宅性能証明書		b	建設住宅性能評価書の写し		c	①及び②の書類	① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書	d	①及び②の書類	① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書	①断熱等性能等級4 ②一次エネルギー消費量等級4又は5 ③耐震等級2又は3 ④免震建築物	⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5	<p>【令和3年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
a	住宅性能証明書																
b	建設住宅性能評価書の写し																
c	①及び②の書類	① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書															
d	①及び②の書類	① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書															
①断熱等性能等級4 ②一次エネルギー消費量等級4又は5 ③耐震等級2又は3 ④免震建築物	⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5																

令和 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

令和2年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-2 増改築等用**

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、63ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート◎-2増改築等用」（以下「チェックシート◎-2」といいます。）を併せてご使用ください。

- ① 平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和2年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
 - ロ 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
 - ※1 上記①に該当する人の「非課税限度額」に関する事項は、チェックシート◎-2で確認してください。
 - ※2 上記②イに該当する人は、「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「非課税限度額」に関する事項の「No.13」に掲げる書類により証明されたものを「No.13」に掲げる書類により証明される見込みであるものに代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和2年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、56ページの「添付書類一覧A-2」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか ^(注) 。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	右表の契約の締結日の区分に応じた非課税限度額を○で囲んでください。	住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日		イ 右のロ以外の場合		ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	
	(注) 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、56ページの「添付書類一覧A-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。	省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
		平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円			
		平成28年1月1日から平成31年3月31日まで	1,200万円	700万円			
		平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円	
	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円		

(注) 次の場合に該当する場合には、このチェックシートの「No.13」の「非課税限度額」と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
 ・ 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合
 ・ 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約が2以上あるとき

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和2年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～13」は、55ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ 源泉徴収票 など令和2年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5 ・ 13	○ 住宅用の家屋の 増改築等に係る工事の請負契約書の写し などで次の内容を明らかにする書類 ① 増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。） ② 増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日 ③ 増改築等に係る対価等の額及びこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合のみ必要となります。）	<input type="checkbox"/>
7 ・ 8	【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取付したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 a 確認済証の写し b 検査済証の写し c 増改築等工事証明書（注） (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
10	【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写し などでその増改築等に係る工事が完了した年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

12	【令和3年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 a 住宅性能証明書 b 建設住宅性能評価書の写し c 増改築等工事証明書 (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限ります。	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

令和 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

令和2年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート⑧-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、61ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート⑨-1 **新築又は取得用**」を併せてご使用ください。

- ① 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
- ② 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして58ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき58ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、58ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和2年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 ㊦-1 **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.1～9」は、57ページのチェックシート㊦-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の 新築に係る工事の請負契約書の写し や 売買契約書の写し など、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

【令和3年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】

① 住宅用の家屋に関する登記事項証明書

(注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。
2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取
得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。

② 次に掲げる**いずれか**の書類（取得した家屋が、チェックシート㊦-1の「7」の③に該当する場合のみ必要となります。）

a	耐震基準適合証明書
b	建設住宅性能評価書の写し
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。

2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。

3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前日2年以内に締結されたものに限ります。

③ 次に掲げる**いずれか**の申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシート㊦-1の「7」の④に該当する場合のみ必要となります。）

	申請書等	証明書等
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。

2 証明書等は、令和3年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。

3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。

【令和3年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】

① 新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類

② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。）

③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類

○「受贈者の居住」に関する事項

9	【令和3年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
----	----------------	--------------------------

令和 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、63ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート㉔-2 増改築等用」を併せてご使用ください。

- ① 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
- ② 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.1～10」は、59ページのチェックシート⑤-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>						
5・6	<p>【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>						
7	<p>【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 次に掲げるいずれかの書類</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a</td> <td>確認済証の写し</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>検査済証の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>増改築等工事証明書（注）</td> </tr> </table> <p>(注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。</p>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	<input type="checkbox"/>
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
8	<p>【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの</p>	<input type="checkbox"/>						

○「受贈者の居住」に関する事項

10	<p>【令和3年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

11	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
----	----------------	--------------------------

令和 年 月 日
 受贈者の住所： _____ フリガナ 受贈者の氏名： _____

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは**住宅用の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

(1) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

53ページの「令和2年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート④-1」（以下「チェックシート④-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、11、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

(2) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合

57ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート⑤-1」（以下「チェックシート⑤-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けることができます。

(3) 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

「令和2年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート⑥-1」（以下「チェックシート⑥-1」といいます。）及び「チェックシート④-1」（「チェックシート⑥-1」において確認した項目に限りません。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート④-1」の「6、7、11」及び「チェックシート⑥-1」の「7、8、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート⑥-1」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	【「チェックシート④-1」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 ^(注1) により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ
---	--	----	-----

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

2	【「チェックシート④-1」の「6」又は「チェックシート⑤-1」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害 ^(注2) に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）又は取得（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	【「チェックシート④-1」の「7」又は「チェックシート⑤-1」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みですか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	【「チェックシート④-1」の「9」、「チェックシート⑤-1」の「7」又は「チェックシート⑥-1」の「8」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、耐震基準に適合するものとして54ページの「添付書類一覧④-1」の「No.7・8・9」の②、58ページの「添付書類一覧⑤-1」の「No.5・6・7」の②又は「添付書類一覧⑥-1」の「No.7・8」の①の書類により証明がされる見込みですか。 ② 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもの（上記①に該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、54ページの「添付書類一覧④-1」の「No.7・8・9」の③、58ページの「添付書類一覧⑤-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧⑥-1」の「No.7・8」の②の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和4年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、54ページの「添付書類一覧④-1」の「No.7・8・9」の③、58ページの「添付書類一覧⑤-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧⑥-1」の「No.7・8」の②の証明書等により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

5	【「チェックシート④-1」の「11」又は「チェックシート⑤-1」の「9」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ
---	---	----	-----

○「非課税限度額」に関する事項

平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人が次のイに該当する場合の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	右表の契約の締結日の区分に応じた非課税限度額を○で囲んでください。 (注) 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、54ページの「添付書類一覧④-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。	住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日	イ 右のロ以外の場合		ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	
			省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
		平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円		
		平成28年1月1日から平成31年3月31日まで	1,200万円	700万円		
		平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensa_jyukyou.html】をご覧ください。
2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに公害、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、61ページのチェックシート㉟-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、5・12」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 7・8・9、12」を含み、チェックシート㉟-1の「6」を記入した人は「No. 7・8・9、11」を含みます。）、58ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、10」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 5・6・7」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 7・8」を含みます。）に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

2 ・ 3	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>① 災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得ができなかったことを明らかにする書類</p> <p>② 住宅用の家屋の新築又は取得をしたときは遅滞なく新築又は取得をした住宅用の家屋に関する54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の①又は58ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の①の書類を提出することを約する書類で、新築又は取得の予定時期の記載のあるもの</p> <p>③ 新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類（住宅用の家屋の新築をする場合又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋を取得する場合に限ります。）</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>【チェックシート㉟-1の「4」の①に該当する場合】 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の②、58ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の②又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の①の書類の提出をすることを約する書類</p> <p>【チェックシート㉟-1の「4」の②に該当する場合】 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の③、58ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の③又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の②に掲げる申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等の提出を約する書類</p>	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	<p>【チェックシート㉟-1の「5」の①に該当する場合】 新築又は取得をする住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>【チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する場合】 市町村長又は特別区の区長の証明書などで新築又は取得をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより令和3年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 5①	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>○ 新築又は取得をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得をしたときは遅滞なく54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」の「【令和3年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】」の書類を提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>○ 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>【平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所： _____ フリガナ 受贈者の氏名： _____

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人を対象としています。

1 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

55ページの「令和2年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、12、13」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

2 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合

59ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、10」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けることができます。

3 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

「令和2年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）及び「チェックシート㉔-2」（「チェックシート㉔-2」において確認した項目に限ります。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート㉔-2」の「6、7、9、12」及び「チェックシート㉔-2」の「7」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート㉔-2」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	【「チェックシート㉔-2」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 ^(注1) により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ
---	--	----	-----

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2	【「チェックシート㉔-2」の「6」又は「チェックシート㉔-2」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害 ^(注2) に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	【「チェックシート㉔-2」の「7」又は「チェックシート㉔-2」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みですか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建築物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	【「チェックシート㉔-2」の「9」又は「チェックシート㉔-2」の「7」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行うもので、一定の工事に該当することにつき、令和4年3月15日までに56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.9」又は60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」に掲げる書類により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

5	【「チェックシート㉔-2」の「12」又は「チェックシート㉔-2」の「10」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ
---	--	----	-----

○「非課税限度額」に関する事項

平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人が次のイに該当する場合の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	右表の契約の締結日の区分に応じた非課税限度額を○で囲んでください。 (注) 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。	住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日	イ 右のロ以外の場合		ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	
			省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
		平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円		
		平成28年1月1日から平成31年3月31日まで	1,200万円	700万円		
		平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円		

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya_jyokuyou.html】をご覧ください。

2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異常による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、63ページのチェックシート㉔-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 1・2、3、5・13」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No. 7・8、9、10、13」を含み、チェックシート㉔-2の「6」を記入した人は「No. 7・8、9、10、12」を含みます。）、60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 1・2、3、11」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No. 5・6、7、8」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉔-2」に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2 ・ 3	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>① 災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等ができなかったことを明らかにする書類</p> <p>② 住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 7・8」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 5・6」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類及びその増改築等に係る工事が完了した年月日及び増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類を提出することを約する書類で、工事の完了予定日の記載のあるもの</p> <p>③ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
4	住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 9」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 7」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	<p>【チェックシート㉔-2の「5」の①に該当する場合】</p> <p>増改築等後の住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>【チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する場合】</p> <p>市町村長又は特別区の区長の証明書などで増改築等をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより令和3年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 50	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>○ 増改築等をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、増改築等をする住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>○ 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>【平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>② 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所： _____ フリガナ 受贈者の氏名： _____